

😊 児童発達支援について 😊

🌻 児童発達支援ってどんなサービス？

児童発達支援とは、療育が必要と認められる未就学の児童に、日常生活を送るために必要な動作の習得や、集団生活への適応ができるように必要な訓練を行うなど、本人の発達段階を考慮した指導(療育)を行うところです。学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

また保護者が、支援を必要とする子を育てることを社会的に支援する側面もあり、子育ての悩み等に対する相談ができたり、また専門的なアドバイスを活用しながら、保護者が家庭内で「子どもの育ちを支えられる力」を身につけられるようにします。



🌻 対象者は？

療育が必要と認められた未就学の児童が対象です。

🌻 費用の目安は？

児童発達支援は「障がい児通所給付費」の対象となるサービスです。「受給者証」を取得することで、利用料の9割が給付され、1割の自己負担でサービスが受けられます。

また、世帯の所得に応じて月毎の利用者負担に上限があります。

世帯の所得状況	月額自己負担上限額
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	0円/月
市町村民税課税世帯(年間収入がおおむね890万円以下の世帯)	4,600円/月
上記以外(年間収入がおおむね890万円を超える世帯)	37,200円/月

※その他、年齢に応じた無償化制度や多子軽減等がありますので窓口でお尋ねください。

🌻 利用するために行うことは？

① 役場での相談・申請

初めに介護福祉課へ相談いただき、受給資格の確認を行います。その後、窓口で利用申請をしていただきます。申請時にお子様の状況の簡単な聞き取り調査を行います。日頃のお子様の状況をご存知のご家族の方のみの来所でも構いません。【持参いただくものは裏面に記載しています。】

② 児童発達支援事業所の選択

実際に通う児童発達支援の事業所をお選びいただきます。お子様の特性に合った事業所を見つけていただくため、事前の見学を推奨しています。

③ 相談支援事業所の選択

相談支援事業所を選び、児童発達支援事業所を利用するために必要な「サービス等利用計画案」の作成を相談支援事業所の専門員に依頼します。



利用開始までの流れ



相談・申請・受付

※受給資格について事前に介護福祉課まで相談が必要です。
下記までご連絡ください。

サービス等利用計画書の作成
(相談支援事業所と契約)

◎申請時に必要なもの
(保護者のうち、世帯主が申請者になります。)
(例)父が世帯主で母が申請に来る場合
○印鑑 ○マイナンバーがわかるもの(父と子どもの分)
○身分証明書(母) ○健康保険証(父) ○受給資格が確認
できるもの★

支給決定
(受給者証交付)

サービス等利用計画書の作成
◎相談支援事業所を選ぶ。
◎実際に通う児童発達支援事業所を決める。
(見学は児童発達支援事業所が随時受け入れているので、
いつでも連絡可)

サービス担当者会議
(児童発達支援事業所と契約)

★受給資格が確認できるもの一覧(下記のいずれかが必要)★
○障害者手帳 ○健康センター意見書 ○自立支援医療や
特別児童扶養手当の受給資格が確認できるもの ○医師の
診断書 ○知能検査(WISC など)の結果
※診断書は3ヶ月以内に取得したものがが必要です。
※WISCなどの結果は、内容によっては受給資格として認め
られない場合があります。

利用開始

ご不明な点やご相談は
粕屋町介護福祉課 障害者福祉係まで
TEL : 092-938-0229
FAX : 092-938-9522

